

## 鳥取県森林Jークレジット地域コーディネーター認定要領

制 定 平成25年3月28日付第201200197019号  
最終改正 令和7年6月19日付第202500031973号  
鳥取県農林水産部長通知

### (目的)

第1条 この要領は、鳥取県県有林Jークレジット販売要領に基づき、鳥取県内の事業者等にカーボン・オフセットを提案し、県有林のオフセット・クレジットのマッチングを行う、鳥取県Jークレジット地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を認定することにより、県内事業者等のカーボン・オフセットの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

#### (2) コーディネーター

企業又は企業以外の法人、事業所及びその他の規約及び代表者を定めた団体（以下「企業等」という。）のうち第5条の認定を受けた企業等

#### (3) Jークレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット（Jークレジット）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

#### (4) J-VER

環境省オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

### (活動内容・任期)

第3条 コーディネーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 鳥取県内の事業者等に対するカーボン・オフセットの提案
- (2) 県有林Jークレジット及びJ-VERのマッチング

2 コーディネーターの任期は3年間とする。

### (申請)

第4条 企業等（次に掲げる企業等を除く。）がコーディネーターの認定を受けようとする場合は、様式第1号によって森林・林業振興局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする企業等
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある企業等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本事業の適正な実施ができない企業等

2 コーディネーターが任期満了に伴い当該認定を再度受けようとする場合は、任期満了の日の30日前の日から、任期満了の日から30日を経過する日までに様式第2号によって、局長に申請することができる。

(認定)

第5条 局長は、前条の申請に基づき、次に掲げる全ての要件に該当すると認められる場合は、コーディネーターを認定することができる。

(1) 事業実施計画書に基づき事業が適正に実施できると認められるもの

(2) 企業等の活動内容が次のいずれにも該当しないと認められるもの

ア 法令等に違反するもの

イ 公序風俗に反するもの

ウ その他社会的な信頼性を損なうおそれのあるもの

2 局長は、前項の規定により認定した時は、申請のあったコーディネーターに通知し、県のホームページで公表する。

(認定の取消し)

第6条 局長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められる場合

(2) コーディネーターが第3条第1項に規定する活動を1年間行わなかったと認められる場合

2 局長は、前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由を付してコーディネーターにその旨を通知するものとする。

3 前項の通知に異議があるコーディネーターは、通知をうけた日から30日以内に局長にその旨を申し出ることができる。

4 局長は、前項の申出を受けたときには、調査を実施するものとする。

5 局長は、前項の調査により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、認定を取り消すものとする。

(手数料)

第7条 コーディネーターのマッチングによって鳥取県が企業等と県有林のオフセット・クレジットの売買契約を成立した場合は、当該契約に定める売買代金の額に5パーセントの割合を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含み、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を販売手数料としてコーディネーターに支払うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年6月19日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

鳥取県森林Jークレジット地域コーディネーター認定申請書

鳥取県森林Jークレジット地域コーディネーターの認定を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- ①事業実施計画書（様式第3号）
- ②事業者等の概要調書（様式第4号）
- ③事業者等の定款の写し又はこれに代わるもの

(様式第2号)

年 月 日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

鳥取県森林Jークレジット地域コーディネーター更新申請書

鳥取県森林Jークレジット地域コーディネーターの更新を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

①事業実施計画書 (様式第3号)

(様式第3号)

事業実施計画書

事業者等の名称： \_\_\_\_\_

1 事業実施計画の概要

※活動体制、取組方法等を記載すること

※欄が不足する場合は、必要に応じて添付資料を添付すること

(様式第4号)

事業者等の概要調書

名 称	【設立年月： 年 月】
所 在 地	〒 TEL
連 絡 先 (上記と異なるとき)	〒 TEL
代表者氏名	
事業責任者	氏名 TEL FAX E-mail
法人概要	従業員数： 資本金： 売上高： 経常利益：
法人活動概要	※事業内容、活動拠点等を記入
マッチング 業務の経験	